難聴に関す	る関係部局の)取組状況 ① └
·	O 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10 10	

	現在の取組	今後の予定
実態把握	◎「令和4年生活のしづらさなどに関する調査」(令和4年12月実施)において、「補聴器や人工内耳を使用しない状態での日常会話の聞き取りの状況」について調査を行い、その結果を集計中。【厚生労働省障害保健福祉部企画課】	◎ 調査結果の集計を行い、「補聴器や人工内耳を使用しない 状態での日常会話の聞き取りに困難のある者」の推計値等 について公表する予定。 【厚生労働省障害保健福祉部企画課】
	 ◎ 令和4年国民生活基礎調査において、「補聴器を使用しても、聴き取りにくいといった苦労はありますか」という調査項目を新たに設け、実態を把握。(令和5年7月4日公表済) 【厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室】 	◎ 令和7年国民生活基礎調査においても引き続き、「補聴器を使用しても、聴き取りにくいといった苦労はありますか」という調査項目により実態を把握予定。【厚生労働省政策統括官付参事官付世帯統計室】
健康診断 •検診	◎ 新生児聴覚検査、1歳6か月児、3歳児健康診査において聴覚に関する評価を実施。【こども家庭庁成育局母子保健課】	○ 新生児聴覚検査体制整備事業において、都道府県における協議会を設置し、小規模の医療機関等が聴覚検査の機器(自動ABR)を購入する際の補助等の支援を積極的に活用いただけるよう周知を継続。○ 母子保健課調査において、自治体における検査の実施状況等の把握・公表を継続。【こども家庭庁成育局母子保健課】
	● 現在、健康増進事業においては、がん検診、肝炎ウイルス検診、歯周疾患検診、骨粗鬆症検診等を行っており、難聴に対する検診は対象とはしていない。【厚生労働省健康・生活衛生局健康課】	● 難聴に対する検診を対象とするかどうかについては、費用対 効果を含めて検討が必要であり、必要な知見を収集していく。 【厚生労働省健康・生活衛生局健康課】
	 ◎ 労働安全衛生法において、事業者に対し、雇い入れ時及び1年以内ごとに1回、定期健康診断(聴力検査を含む。)の実施を義務づけている。健康診断の結果、異常の所見があると診断された労働者について、医師の意見を十分に勘案し、必要があると認めるときは、就業場所の変更など適切な措置を講ずることを事業者に対して求めており、また、就業上の措置の実施にあたっては、再検査又は精密検査を行う必要のある労働者への当該検査の受診を勧奨することなどを求めている。 ◎ 毎年9月の「職場の健康診断実施強化月間」に、事業者及び労働者に対して定期健康診断の実施及び受診を指導している。 ◎ 難聴リスクの高い騒音業務に常時従事する労働者については、「騒音障害防止のためのガイドライン」に基づき、健診の受診及びその結果に基づく措置を勧奨している。 【厚生労働省安全衛生部労働衛生課】 	◎ 引き続き、あらゆる機会をとらえて、定期健康診断が適切に 実施されるよう指導する予定。 【厚生労働省安全衛生部労働衛生課】

難聴に関する関係部局の取組状況 ②

	現在の取組	今後の予定
調査研究	 ◎ 症候性先天性サイトメガロウイルス感染症を対象としたバルガンシクロビル治療の開発研究(AMED研究、平成31~令和5年度)を実施。 ◎ 母子感染のリスク評価と先天性感染の新たな診断・予防法の開発研究(AMED研究、令和4~6年度)を実施。 【こども家庭庁成育局母子保健課】 	◎ 引き続き、科学研究を支援。 【こども家庭庁成育局母子保健課】
	 ○ 難聴児支援に係る中核機能の質の向上に関する調査研究を実施(令和5年度推進事業)。 ○ 難聴児の手話療育体制の整備に関する研究(厚労科研・令和5・6年度)を実施。 ● 人工内耳装用児の言語能力向上のための効果的な療育方法の確立に向けた研究(厚労科研・令和4~6年度)を実施。 ● 医療現場等における手話による意思疎通支援を通じた聴覚障害者と医療従事者の間のコミュニケーションの向上のための研究(厚労科研・令和4~6年度)を実施。【厚生労働省障害保健福祉部企画課】 ○ 新たな支援機器開発領域の開拓及び活性化のための実態調査を実施(令和5年度推進事業)。 ● 技術革新を視野に入れた補装具費支給制度のあり方のための研究(厚労科研指定課題・令和5~7年度、聴覚領域を含むすべての補装具)を実施。 【厚生労働省障害保健福祉部自立支援振興室】 	 ◎ 引き続き、難聴児の手話療育体制の整備に関する研究(厚労科研・令和5・6年度)を実施。 ● 引き続き、人工内耳装用児の言語能力向上のための効果的な療育方法の確立に向けた研究(厚労科研・令和4~6年度)及び医療現場等における手話による意思疎通支援を通じた聴覚障害者と医療従事者の間のコミュニケーションの向上のための研究(厚労科研・令和4~6年度)を実施。 【厚生労働省障害保健福祉部企画課】 ● 引き続き、技術革新を視野に入れた補装具費支給制度のあり方のための研究(厚労科研指定課題・令和5~7年度、聴覚領域を含むすべての補装具)を実施予定。 【厚生労働省障害保健福祉部自立支援振興室】
	 難聴を伴う難病に関する調査研究を実施。具体的には、難治性疾患政策研究事業において「難治性聴覚障害に関する調査研究」「先天性および若年性の視覚聴覚二重障害の難病に対する医療と支援に関する研究」を実施している(研究予定期間はどちらも令和5~7年度)。 【厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課】 	● 難聴を伴う難病の臨床情報データベースの構築、診療ガイドラインの作成・改定を進める。 【厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課】

難聴に関する関係部局の取組状況 ③

	現在の取組	今後の予定
調査研究	 ○ R2年度老健事業において「自治体における難聴高齢者の社会参加等に向けた適切な補聴器利用とその効果に関する研究事業」および「高齢者に対する補聴器のフィッティングに関する調査研究事業」という2つの調査研究を実施。R3年度はこれらの成果を自治体等に周知した。 ○ 日本医療研究開発機構認知症研究開発事業において「聴覚障害の補正による認知機能低下の予防効果を検証するための研究」(研究期間平成30~令和元年度)が実施されたが、難聴と認知症の因果関係を検討する研究部分に関しては引き続き国立長寿医療センターのインハウス研究として実施されているところ。 【厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課】 	 ○ 老健事業の調査研究結果については、引き続き必要に応じて情報を関係者にお伝えする。 ○ 国立長寿医療センターのインハウス研究は、研究結果が出たら、国立長寿研究医療センターホームページで公表予定。具体的な時期は未定。 【厚生労働省老健局認知症施策・地域介護推進課】
	● <u>R5年度老健事業において「難聴高齢者の早期発見・早期介入等に向けた関係者の連携に関する調査研究事業」を実施。</u> 【厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課】	 ◆ <u>老健事業の調査研究結果については、報告書としてとりまとめを予定。</u> 【厚生労働省老健局高齢者支援課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課】

難聴に関する関係部局の取組状況 ④

	現在の取組	今後の予定
予防・ 普及啓発	 ◎ 母子感染のリスク評価と先天性感染の新たな診断・予防法の開発研究(AMED 研究、令和4~6年度)において「サイトメガロウイルス妊娠管理マニュアル(第 3版)」を作成。 ◎ 母子感染のリスク評価と先天性感染の新たな診断・予防法の開発研究(AMED 研究、令和4~6年度)において新生児聴覚検査におけるリファー時の先天性サイトメガロウイルス検査に関する医療従事者向け及び一般向けの資材が作成され、自治体及び関連団体に情報提供。 【こども家庭庁成育局母子保健課】 	◎ 母子感染のリスク評価と先天性感染の新たな診断・予防法の開発研究(AMED研究)を引き続き実施。 【こども家庭庁成育局母子保健課】
	 ○ ムンプスワクチンの予防接種については、第24回厚生科学審議会予防接種・ワクチン分科会 予防接種基本方針部会ワクチン評価に関する小委員会(令和6年1月24日開催)において議論を行い、単味ワクチンについては、研究班の報告から、接種後に一定の頻度で無菌性髄膜炎等が発症することが改めて確認された。また、MMRワクチンについては、国内で実施中の臨床試験が完了しており、企業へのヒアリング等を行い、ワクチンに関する知見を更に収集することとなった。 【厚生労働省感染症対策部予防接種課】 ② 突発性難聴の早期受診・治療、ヘッドホン難聴の予防に関する普及啓発(平成30年度~) 【厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課、健康課】 	 ◎ 引き続き、ムンプスウィルス感染による難聴の予防を含め、ムンプスウィルス感染症対策のため、ムンプスワクチンの予防接種の促進に関する対策を検討・推進する予定。【厚生労働省感染症対策部予防接種課】 ◎ 引き続き、e-ヘルスネットで普及啓発を行う。【厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課、健康課】
	 ◎ 騒音障害防止のためのガイドライン見直しに関する検討会(委託事業)の議論や騒音性難聴の労災認定状況等を踏まえ、令和4年12月に、労働政策審議会安全衛生分科会においてガイドラインの見直しの方向性について報告し、令和5年4月にガイドラインを改訂した。 ◎ 改訂したガイドラインの周知用パンフレットを作成し、都道府県労働局及び各労働基準監督署において、関係事業場に周知徹底を図っている。 【厚生労働省安全衛生部労働衛生課】 	◎ 令和5年4月に改訂した騒音障害防止のためのガイドライン について引き続き関係事業場に周知徹底を図る予定。【厚生労働省安全衛生部労働衛生課】

難聴に関する関係部局の取組状況 ⑤

	現在の取組	今後の予定
早期発見と早期発見 水原・療育 へのつなぎ	 ○ 新生児聴覚検査から療育までを遅滞なく円滑に実施するための手引き書(令和元年度子ども・子育て支援推進調査研究事業)を自治体に周知。	◎ 都道府県において、予算事業【後掲】の活用の周知を含め、 基本方針に基づく取組を推進。 【こども家庭庁支援局障害児支援課】
	◎ 突発性難聴の早期受診・治療、ヘッドホン難聴の予防に関する普及啓発(平成30年度~)【厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課、健康課】	◎ 引き続き、e-ヘルスネットで普及啓発を行う。 【厚生労働省健康・生活衛生局がん・疾病対策課、健康課】
	◎ 合併症として難聴を併発しうる先天性サイトメガロウイルス感染症に関する医療費のうち、保険適用となる医療費は小児慢性特定疾病医療費助成制度の対象となっている。	◎ 引き続き、小児慢性特定疾病医療費の助成を行う。【厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課】
	【厚生労働省健康・生活衛生局難病対策課】	

難聴に関する関係部局の取組状況⑥

	現在の取組	今後の予定
早と療へぎの発治育な	 ○ 平成29年度に創設、令和2年度に拡充した新生児聴覚検査整備事業において、都道府県における行政や医療機関による協議会の設置、検査実施状況の把握・集計、研修会・啓発普及等を実施。また、小規模の医療機関等が聴覚検査の機器(自動ABR)を購入する際の補助の支援を積極的に活用いただけるよう自治体に周知。 ○ 母子保健課調査において、自治体における検査の実施状況・公費負担等を把握・公表し自治体に周知。 ○ 市町村に対する新生児聴覚検査費の地方交付税措置について、令和4年度から、これまでの少子化対策に関係する経費の内数としての算定から、保健衛生費における算定に変更し、市町村の標準団体(人口10万人)当たりに必要な所要額を計上。その上で、自治体に事務連絡を発出し、市町村に対しては、検査費用に係る積極的な公費負担による受検者の経済的負担の軽減、都道府県に対しては、管内市町村における検査の実施状況の把握及び実施体制整備に向けた支援について依頼。 ○ 成育医療等基本方針(令和5年3月22日閣議決定)において、聴覚障害の早期発見・早期療育に資する乳幼児期の難聴に関する総合的な体制を整備することを定めている。 ○ 成育医療等基本方針(令和5年3月22日閣議決定)において、聴覚障害の早期発見・早期療育に資する乳幼児期の難聴に関する総合的な体制を整備することを定めている。 ○ 症候性先天性サイトメガロウイルス感染症を対象としたバルガンシクロビル治療の有効性・安全性の研究(AMED研究・平成31~令和5年度)の成果により、症候性先天性サイトメガロウイルス感染症に対して早期に抗ウイルス薬による治療を実施することにより、難聴の進行を抑制する新たな知見が示され、当該抗ウイルス薬が、症候性先天性サイトメガロウイルス感染症に対する治療薬として初めて保険適用されたことを受け、確認検査でリファー(要再検)となったとは対する先天性サイトメガロウイルス感染症の検査が強く推奨されていることを踏まえた対応を行うよう新生児聴覚検査の実施要項を改正し、自治体及び関連団体に周知。 【こども家庭庁成育局母子保健課】 	 ● 新生児聴覚検査体制整備事業において、協議会を設置し、小規模の医療機関等が聴覚検査の機器(自動ABR)を購入する際の補助等の支援を積極的に活用いただけるよう周知を継続。 ● 母子保健課調査において、自治体における検査の実施状況等の把握・公表を継続。 【こども家庭庁成育局母子保健課】

難聴に関する関係部局の取組状況 ⑦

	現在の取組	今後の予定
医療の 提供	● 障害者(児)が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な心身の障害の状態を軽減するための医療(保険診療に限る。)について、当該医療費の自己負担額を軽減するための措置として自立支援医療費を支給している。 【厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課】	引き続き、医療費の自己負担額を軽減するための措置として、自立支援医療費を支給する。 【厚生労働省障害保健福祉部精神・障害保健課】
	◎ 医療分野における事業者が講ずべき障害を理由とする差別を解消するための措置に関する対応指針(平成 28年1月)において、聴覚障害者についても、事業者に、代表的な障害特性と対応時配慮すべき事項を示し、相談体制の整備を求めている。また、同指針について、毎年、各都道府県に対して医療機関への周知をお願いしているところである。 【厚生労働省医政局総務課】	◎ 障害者差別解消法が改正され、来年度から施行される にあたり、現在、同指針の改正作業を進めており、令和5 年度中に発出予定。同指針について改めて各都道府県 に対し、医療機関への周知をお願いしていく。 【厚生労働省医政局総務課】
	 ● 補聴器では症状の改善が見られない高度感音性難聴の患者等に対して、医学的な必要性に基づき行った人工内耳の植込・交換に係る手術や、これに用いる人工内耳用材料に加え、高度難聴の患者に対する療養上の指導や補聴器適合検査については、医療保険の適用となる。 ● 令和4年度診療報酬改定において、 ・ 高度難聴指導管理料における「人工内耳植え込み術を行った日から起算して3月以内の期間」以外の場合について、算定回数の上限が1回限りだったものを年1回に変更。 ・ 耳鼻咽喉科処置について、6歳未満の場合の加算や、6歳未満で抗菌薬の適正使用に係る対応を実施した場合の加算を新設する。 ・ 耳鼻咽喉科処置の評価を見直す。 ・ アレルギー性鼻炎の患者に免疫療法を実施した場合の評価を新設する。 ・ 早期離床・リハビリテーションに関わる職種に言語聴覚士を追加。等の対応を行った。 ● 人工内耳用材料の交換に係る費用は、破損した場合等においては医療保険の適用となる旨を、障害保健福祉関係主管課長会議等の機会を捉え周知。 【厚生労働省保険局医療課】 	 ◆ 令和6年度診療報酬改定において、次のような対応を行うこととしている。 ・ 言語聴覚士等の医療関係職種の賃上げのための評価を新設 ・ 小児の外来診療における抗菌薬の適正使用を推進する観点から、小児抗菌薬適正使用支援加算の対象疾患に急性中耳炎及び急性副鼻腔炎を追加 ・ NDB・DPC データにより疾患別リハビリテーションの実施者ごとの訓練実態を把握可能となるよう、疾患別リハビリテーション料について、リハビリテーションを実施した職種(言語聴覚士等)ごとの区分を新設 ・ 医学的な必要性から人工内耳用音声信号処理装置の交換を行う場合の要件について人工内耳用音声信号処理装置の算定留意事項に記載 ● 難聴等に係る診療報酬上の評価については、関係学会のコンセンサス等も踏まえながら、必要に応じて中央社会保険医療協議会で議論 【厚生労働省保険局医療課】

難聴に関する関係部局の取組状況 ⑧

	現在の取組	今後の予定
福祉の 提供	日常生活用具給付等事業において、情報・意思疎通支援用具等により、必要な用具を給付。地域生活支援事業において聴覚障害者等に対し手話による意思疎通などの支援を実施。	引き続き、日常生活用具給付等事業において、情報・意思疎通支援用具等により、必要な用具を給付。【厚生労働省障害保健福祉部自立支援振興室】
	 ◎ <u>都道府県及び市町村が策定する第7期障害福祉計画に係る基本指針(令和5年5月改正)において、障害特性に配慮した意思疎通支援や支援者の養成を実施する必要がある旨を明記。</u> 【厚生労働省障害保健福祉部自立支援振興室】 	 ◎ 令和6年度は、地域における聴覚障害児の支援体制の整備が全国各地で進むよう、これまでのモデル事業から全国展開を図るための事業に見直す予定(聴覚障害児支援中核機能強化事業)。 ※ 費用負担
	 ● 児童発達支援センターにおいて聴覚障害をはじめとする障害のあるこどもへの発達支援を実施。 ② 第3期障害児福祉計画(令和6年度~令和8年度)において、各都道府県・必要に応じて政令市に難聴児支援のための中核的機能を果たす体制の確保を求めている。 ② 令和2年度から聴覚障害児支援中核機能モデル事業を実施。 ※ 令和5年度のモデル事業実施自治体数は22自治体。 【こども家庭庁支援局障害児支援課】 	国10/10→国1/2、都道府県・指定都市・中核市1/2 ◆ 令和6年度障害福祉サービス等報酬改定において、① 難聴児支援の充実を図る観点から、人工内耳を装用している児に支援を行った場合の評価、②重度の聴覚障害児等への支援を促進する観点から、意思疎通に関して専門性を有する人材を配置して支援を行った場合の評価を行う予定(令和6年4月~)。 【こども家庭庁支援局障害児支援課】

難聴に関する関係部局の取組状況 ⑨

	現在の取組	今後の予定
補聴器	 補装具費支給制度において、聴覚障害者に対して補聴器の購入・修理費用の一部を支給。(令和4年度からデジタル補聴システムについても支給可能) 補装具費支給制度において、盲ろう者に対する支給については、複数個支給等柔軟な対応とするよう、事務連絡により自治体に周知。 消費者庁と共に補聴器の使用を検討中の方に対する留意点等の情報提供を実施。 【厚生労働省障害保健福祉部自立支援振興室】 	 引き続き、補装具費支給制度において、聴覚障害者に対して補聴器購入等にかかる費用の一部を支給。 補装具費支給基準額の改定を行い、令和6年4月1日から適用開始予定。 【厚生労働省障害保健福祉部自立支援振興室】
	● 国立障害者リハビリテーションセンターにおいて、日本耳鼻咽喉科学会が認定している「補聴器相談医」となるための要件の一つである「補聴器適合判定医師研修会」を実施。 【厚生労働省障害保健福祉部企画課施設管理室】	● 令和 <u>6</u> 年度も引き続き「補聴器適合判定医師研修会」を 実施予定。 【厚生労働省障害保健福祉部企画課施設管理室】
	◎ 平成28年度より実施している補聴器販売者の技能向上研修等事業において、質の高い補聴器販売者の養成を支援、及び補聴器の安全で効果的な使用に資することを目的とした普及啓発活動を実施。【厚生労働省医政局総務課】	◎ 引き続き、補聴器販売者の技能向上研修等事業を実施 予定。【厚生労働省医政局総務課】

難聴に関する関係部局の取組状況 ⑩

	I	
	現在の取組	今後の予定
機器開発	◎ 障害者自立支援機器等開発促進事業により、開発企業が障害当事者と連携して 開発する取組に対して助成。【厚生労働省障害保健福祉部自立支援振興室】	◎ 引き続き、障害者自立支援機器等開発促進事業により、 開発企業が障害当事者と連携して開発する取組に対し て助成。 【厚生労働省障害保健福祉部自立支援振興室】
	● AMED医療機器開発推進研究事業において、公募により、人工聴覚機器を含む医療機器の臨床研究・医師主導治験を支援。(具体的には「超磁歪素子を用いた高齢者向け骨固定式補聴器に関する研究開発」(研究期間:令和5~7年度)を実施している。 【厚生労働省医政局研究開発政策課】	● 引き続き、AMED医療機器開発推進研究事業において、 医療機器の臨床研究・医師主導治験を支援する。 【厚生労働省医政局研究開発政策課】
	◎ 医療機器については、リスクに応じて、第三者認証機関が認証基準への適合性について認証又は(独)医薬品医療機器総合機構(PMDA)が品質、有効性及び安全性を審査した上で、厚生労働大臣が承認(現在、人工聴覚機器について審査中の新医療機器はない。)。 【厚生労働省医薬局医療機器審査管理課】	◎ 引き続き、人工聴覚機器についてできるだけ速やかに審査を行う。◎【厚生労働省医薬局医療機器審査管理課】
その他	◎ 言語聴覚士の養成。※言語聴覚士になるため、学生は、養成施設(学校)で聴覚障害学など難聴に関する科目を学習している。※言聴覚士学校養成所のカリキュラム等改善検討会の報告書が令和5年9月にとりまとめられた。【厚生労働省医政局医事課】	◎ 見直したカリキュラムは令和7年4月以降の順次適用に向けて所要の手続きを実施予定。【厚生労働省医政局医事課】